

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 第一回定例会村議会会議録 | 1 |
| 第二回臨時議会議事録 | 13 |
| 第三回村臨時議会議事録 | 23 |
| 第四回臨時議会議事録 | 29 |

※目次は復刻版の為、作成しました。

議案第一號

議案第一號

特別選挙による議員の議席決定について
議会を議規則第七條第八條の規定により一九
五三年三月二十九日施行の選挙による補充
議員の議席を抽籤決定せんとす

一九五三年六月三日 提出

大宮味村長 官印



大宮味村議会議長殿

補充議員議席決定名記通

| 席次 | 氏名 | 摘要 | 席次 | 氏名 | 摘要 |
|-----|------|----|------|------|----|
| 一 番 | 宮城正行 | | 九 番 | 野里耕一 | 補充 |
| 二 番 | 大山茂一 | 議 | 十 番 | 大出源謙 | |
| 三 番 | 宮城剛一 | 補充 | 十一 番 | 稻福幸助 | 補充 |
| 四 番 | 照屋林幸 | 補充 | 十二 番 | 天野敏一 | 〃 |
| 五 番 | 宮城萬昌 | | 十三 番 | 友岸隆長 | 〃 |
| 六 番 | 平良伸藏 | | 十四 番 | 東武部 | 〃 |
| 七 番 | 平良嘉清 | 補充 | 十五 番 | 津波新助 | 〃 |
| 八 番 | 宮城寿福 | | 十六 番 | 前田善秀 | 〃 |

提出款身

議案第三號

本村議会議長、議長職兼任による議会の評
可を得ることについて

市町村自治法第46条の規定により評
可を得るとす

一九五三年六月二日提出

大宜味村長 宮尾金次郎

大宜味村議会議長殿

同日原案可決

提出議案

議案第三號

臨時議長選定に關し

議長職の兼任許可を得たによつて市町村自治法第四十七條の規定により臨時議長を選定せんとす

一九五三年六月二日提出

大宜味村倉見金次郎



大宜味村議合殿

同日可決

提出議案

議案第四號

正副議長選挙について

市町村自治法第四十三條の規定により

選挙せんとす

一九五三年六月二日提出

大倉町村長 菅屋 金



大倉町村議会議長 殿

同日採決可決

議案第五號

一九五三年度大宜味村歳入歳出追加更正豫算議定に於て
一九五三年度大宜味村歳入歳出豫算別紙の通り追加更正
せんとす

一九五三年六月二日提出

大宜味村長宮里金次郎

大宜味村議會議長殿

至三時、月二日、原案修正可決

臨時議決力議は成多し此の外意見ありまじわ

八番(前田)十六番(替)成す

二番(天山)休會日し之は

臨時議決休會力議があり多す不

十一番(吉田)時向の都合上選挙に妨かり

臨時議決休會勸議如何

十五番(津田)賛成

臨時議決力議成す採決多し賛成の方を挙手願ふ

賛成挙手多数と認め休會し多す(檢時五分)

再用(檢時七分)を宣し十六番の勸議より正副議決連記投票

選挙ト多す(書記投票用紙配布)

開票立會人如何亦多方法と同(議決指名の事あり)之れでは

二番、十四番議決自開票立會に指名致し多し

選挙願来(観)通り

記

正副議長別

副議長

〃

〃

一票

二票

三票

六票

大山茂

天野徹

天野徹

大出深

高橋剛

高橋高

一名

一名

一名

一名

一名

当選決定

次

当選決定

次

当選決定

又無頭末報告を終る臨時議長自席へ着く (午後一時十分)

議長：就任挨拶と協力方依頼あり引続き副議長同様告白挨拶を済す
参興(村長)補充並増員による今後の議會運営を期する如く大した

正副議長共々取適任者を得て感謝の意を表すと共に増之の御健斗
以祈相協力して村民福祉の為に萬全を期せられ度とお願ひす

議長：議案第五號上程致します(書記朗読)議長提案者説明を求め

参興(村長)二月より旧法で税施行せよとの通牒に按し短期賦課徴収
せざるを得ぬもの、早期制度確立に於て金島市町村議會にては政府
立法院に要請しが政府立法院に要請が遅れとあり各市町村同一の困
みとある、仍て行政運営上支障甚だしく本村との滞納税が多い
は短期間内連続賦課と農村金融が最大原因だと思料せらる
條給支拂不能の村が多いのは前述の様な共通の現状では亦らうか
調整交付金額も見透しがつかず現金があるの追加更正予算もはた
一應事度締まりをしに不足するのだから然る可き御審議願ひ度

議長：内容についての御説明願ひたい

参興(長次)別紙にみり歳出歳入についての内容説明を済す

十番(天野)休憩して研究しなう

議長：今十番議員からの休憩中議如何ですか(賛成と叫ぶ者多数あり)

御賛成ですから休憩致します 正午 中昼

議長：再開を宣す 午後一時二十分

参興(宮本)才から逐条審議しては

十番(天野)才から逐条審議して質問したい、参興議員と同感

鐵 七水では八番、十三番の御意見に御異議なくとの認めを以て御意見致す
十六番(前四)第三款一目三目四目の株数と払込みの状況は

答(米谷)琉球銀行株百圓の二。五株海運會社株百圓の二。株琉球石油会社
株百圓の二。株で何れも金額払込済なり

十五番(天野)第三款十目木産物一切か? 場所は? 徴税困難理由は?

答(米谷)木材と丸太類のみ。場所は定まらず。日本材が大量に何れも島内素材生
産極度激減下業態不振の上引取税が現場で購買人から徴収する支所
で實際取引不利なため徴収困難と自主的納税を監督極め困難なり

三番(宮副)第三款之目謄抄本手数料の外証明ありや(答)あり

五番(宮方)第三款三目Kの二は? 山林收を移出脈手数料収入欠かんか(答)

答(天谷)山林收の欠かんKの二は遺憾に思ふ再検討を要す

十五番(天野)五木払下げは担当区Kの二の方針の様に出る限り公札と欲し

三番(宮副)軍作業が打止れば実際村処す(村民公札)と云ふ事と欲し

次K第八款の全圖確定せりや。(答)第一圖の外確定せり

五番(宮方)三目の統計補助Kの二。(答)第二調査區村駐在際止り村吏員が

兼職となす五月から六月の二の同之一般統計補助月一の同の分を計上す

六番(手衣)四目の農産物及畜の補助は奉念のみか(答)然り振替補助は未

三番(宮方)由希す

鐵 長嶽 御質問不様を以て嶽出審議に移ります。先ず第一款から。

六番(手衣)質問未し進行。

答(天谷)農産物改良費及畜給料が嶽出審議と相違がある様な嶽出四目分だが
嶽出Kの二の月分。恰度一月分の四二の同の誤算がある。

費外致致甚だ痛みまへん哉第八款四目は之月分が正で四ヶ月分計止は

誤りすから御修正願ひます

議矣誤算より修正御認め願ひます、別々御償、向ありませんか

倉(倉庫)第七款の目二目より、(答)一目は昔より遺棄、山林、果菜、穀作その他

二目はハイアツルの委託経営より、計出果として芭蕉、茶葉、種畜その他

更正予算にて奨励した、

三番(三番)剛(剛)より百事祭展不(不)會(會)際(際)芭蕉(芭蕉)布(布)が圧倒的數量(數量)と良(良)質(質)が(が)展(展)示(示)され(され)村

の(の)園(園)地(地)を(を)授(授)け(け)た(た)が(が)予(予)算(算)の(の)郡(郡)令(令)で(で)も(も)得(得)ず(ず)が(が)奨(奨)励(励)事(事)業(業)と(と)し(し)て(て)將(將)來(來)の(の)本(本)村(村)

産(産)業(業)有(有)成(成)面(面)から(ら)も(も)予(予)算(算)化(化)し(し)洗(洗)濯(濯)米(米)年(年)度(度)の(の)参(参)加(加)費(費)然(然)れ(れ)ど(ど)裁(裁)減(減)度(度)

發(發)行(行)長(長)全(全)面(面)性(性)村(村)局(局)が(が)必(必)然(然)持(持)つ(つ)べき(べき)である(である)奨(奨)励(励)事(事)業(業)の(の)立(立)計(計)御(御)意(意)見(見)不(不)副(副)と(と)

及(及)止(止)予(予)算(算)際(際)予(予)算(算)化(化)した、

七番(七番)茶(茶)葉(葉)第七款の(の)目(目)五(五)目(目)十(十)目(目)より(より)同(同)じ(じ)く(く)、(答)三(三)目(目)は(は)山(山)林(林)園(園)係(係)の(の)種(種)子(子)代(代)のみ、

五(五)目(目)は(は)各(各)部(部)落(落)直(直)接(接)受(受)け(け)る(る)指(指)導(導)計(計)為(為)園(園)敷(敷)未(未)定(定)、十(十)目(目)は(は)当(当)初(初)予(予)算(算)に(に)亦(亦)が(が)追(追)加(加)更(更)正(正)

を(を)計(計)上(上)した(した)のは(は)当(当)初(初)予(予)算(算)に(に)於(に)て(て)は(は)事(事)業(業)費(費)は(は)財(財)政(政)調(調)整(整)交(交)付(付)金(金)係(係)に(に)あ(あ)る(る)控(控)入(入)込(込)費(費)

三番(三番)三番(三番)剛(剛)勸(勸)業(業)費(費)は(は)重(重)要(要)的(的)計(計)上(上)要(要)請(請)事(事)業(業)御(御)意(意)見(見)善(善)処(処)す、尚(尚)中(中)間(間)農(農)道(道)新(新)設(設)

助(助)成(成)申(申)請(請)中(中)に(に)し(し)て(て)將(將)來(來)茶(茶)園(園)桑(桑)園(園)果(果)樹(樹)園(園)の(の)敷(敷)地(地)が(が)村(村)民(民)福(福)祉(祉)増(増)進(進)に(に)努(努)め(め)ら(ら)れ(れ)

上(上)番(番)三番(三番)剛(剛)由(由)民(民)衆(衆)団(団)農(農)具(具)代(代)村(村)農(農)協(協)組(組)合(合)に(に)未(未)払(払)り(り)を(を)奨(奨)励(励)費(費)から(ら)支(支)払(払)す(す)世(世)に(に)不(不)成(成)

(答)支払する

鐵(鐵)製(製)鐵(鐵)出(出)産(産)控(控)之(之)御(御)意(意)見(見)同(同)あり(あり)ま(ま)せん(せん)増(増)加(加)分(分)に(に)多(多)數(數)呼(呼)ぶ(ぶ)者(者)あ(あ)り(り)

御(御)意(意)見(見)同(同)不(不)了(了)す(す)から(ら)本(本)案(案)確(確)定(定)議(議)と(と)致(致)す(す)閉(閉)會(會)を(を)宣(宣)言(言)す(す)(時(時)期(期)不(不)詳(詳)し(し)き(き)に(に))

右(右)款(款)事(事)錄(錄)相(相)違(違)あり(あり)ま(ま)せん(せん)

一九五二年六月二日

右(右)署(署)長(長) 三(三)番(番)三(三)番(番)剛(剛) 平(平)良(良)仲(仲)藏(藏)

加 大注第二号

本庄村裁會結果報告

西曆一九二一年七月二十日開會の本村裁會は七月五日開會

の結果に於て裁決書及び會裁議別紙の

通「報告致し申し

西曆一九二一年七月二十日

本庄村裁會議長志茂

後藤嘉平 敬

第二回臨時議會議事録

日時 五月二十日 午前十時

場所 村役所會議室、出席、村長宮重、金部收、後田家幸喜

出席議員、大山村(3)宮城剛(4)照久屋林幸平(5)宮城萬四

久平長嘉清(8)宮城寿福(9)野里耕(10)大塚深水(11)稻福幸助

天野敏助(13)友安可隆(14)東武郎(15)津波新助(16)前田善吉(秀

久布議員、宮城正行(日本旅行中) 6. 平良仲藏(那須出張中)

議長會の成立宣言、署名人二人如何なる方法で議決するかと問へば(議長指

名はあり)ては議決指名致しす。兼、本會議會にお願ひあり

議長申、厚礼及び議事日程を報告致しす

本日、會議付の事件

日程第一、八五年度歳入歳出決算認定について

議決第六號

第二、九五年度倉味村歳入歳出予算案議定について

第七號

第三、倉味村倉庫貯蓄案議定について

第八號

追加議案

第四、大倉味村議會委員会条例改定について

第九號

議長議案第一、御會議願、伺す(島元神山郎様)

出席、收後田家幸喜別紙決算書より説明す

議長、社の上、本議會に教員より審査の結果正確に把握し、事を報告致す

三番(天野敏助)木材取引税について説明、永吉

会、業者を健全に協賛の上、徴税を委託したが収入減の主因は謝名城の請負不

困難、自然拒否の状況となり取引都度徴税が出来なかったと、徴税の業者が

病氣を請負しても納付しなかったと、他の業者は未徴収の幾分はあり

るが大体納付済みである

十二番 税率は

参照 価額の百分の十で買手から徴収す

十三番 見込み割当が(然り)

十四番 割当は長が納付が実施されたるふと去が意味か

参照 然り 生産見込出時とその後、状況の変動も主因とふる

十五番 本年度の伐採面積材積と立木価額の分別割当(一)とは

接手 別紙刷物説明 面積二五町材積七、九、石 価額一〇、九、五、同

議長 正十二時より休會致します。中昼休みの午後(将酒席)です

中 昼

議長 再開致します(将五分)議案の號ト(一)御意見はありませぬか

十六番 出納帳を報告も議長からありはたので認定しては(賛成の意あり)

十七番 第一款之目の款出で九、〇、七、五、五、同の不用額は(造林補助金を支払)なら

接手 造林規定により支払不可

十八番 造林補助の村と区の割合

接手 普通造林は五分と五分 開墾跡地は区五分村五分 荒れ地は村五分区五分

議長 十九番(前田善春)議員の認定動議如何

二十番 監査委員が認定したから認定してはと(意志表示は不認当)と思ふ

議長が認定するのが(前長)

二十一番 充分賛同されれば(監査)されたら(次)の議事との(閉會)からとの(意思)です

二十二番 五四年度予算の(補充)してから(その後)認定して(差支)ないか

参照 自品法七四条(五)項(一)より(通常)予算(補充)も(認定)する事(可)なり

議長 休會致します(将四分)休憩再開(三時十分)

議長 議案第(號)ト(一)御意見は(異議無)賛成(意)者(多数)あり(御)異議(あり)と

認め可決致します

ハの記録の目的アンケート購書も計上ししり銃許(申請中)しり大に考慮し
猶ほ補修構築に於て猶ほ防壁の計画及ト(石二鳥の效果と)二〇所の休
閑地の利用に於て多く中間農道電燈凡字名同を統一各己の農林道
との結合も考へらる

村有業事業

校舎問題及之れ六半が負担も事次の考慮に。又(金山移住)団激勵と
視察(上)学校(村)村議會と各代表を(電)身派責した。綜合(共)住(會)の
優勝(操)作製(税)外(收)入(會)の(事)業(計)画も其(外)ト(研)究(之)頂(之)度、

各(收)入(税)外(收)入(會)家(事)業(別)紙(裁)入(裁)出(入)の(説)明(亦)す

議(長)説(明)也(之)限(以)て(研)究(會)之(研)究(檢)討(上)本(會)議(決)更(之)爲(議)
之(は)如(何)か(と)す(否) (賛)成(と)呼(ぶ)者(多)數(有)り (賛)成(と)認(め)之(の)村(ト)致(し)

ます。日程(と)す(が)七(月)之(日)迄(四)日(回)ト(致)した(と)す(が)御(異)議(有)り(ま)
せ(ん) (異)議(無)し(と)呼(ぶ)者(有)り (御)異(議)無(し)と(認)め(ら)る

次(に)議(事)第(一)號(村)有(業) (賛)成(と)認(め)之(の)村(ト)致(し) (御)異(議)無(し)と(認)め(ら)る

各(收)入(税)外(收)入(會)最(高)志(願(を)參)照(亦)出(た)の(は)必(要)度(ト)應(じ)ら(れ)て(す)

議(長)今(の)説(明)通(り)必(ず)參(照)同(様)入(す)る(と)す(之)と(す)度(始)め(は)稅(收)入(ト)ま

賦(課)徵(收)の(是)等(特)期(的)ト(し)事(務)白(下)も(是)非(尚)入(し)未(け)れ(は)行(政)運(送)
に(支)障(不)ら(提)案(之)不(可)と(す)不(可)知(か)と(す) (賛)成(賛)同(意)し)

御(意)門(御)異(議)無(し)と(認)め(御)定(議)ト(致)し(ら)る

休(會)致(し)ます。午後(四)時(十五)分。

議(長)用(會)室(定)于(四)時(三)分(五)分(ト)は(議)事(第)一(號)の(不)算(上)議(決)ト(之)は

否(否)不(檢)討(亦)要(と)す(之)之(裁)決(ト)於(て)統(一)致(し)ます(か)ら
午(前)十(時)迄(ト)御(參)照(亦)願(し)ます。本(日)は(之)れ(で)散(會)致(し)

し(ま)す(一)四(時)三(分)七(分)

七月五日再録 午後五時五分

議院が公務出張中、十番議院が森氣欠席の為、署名指本され
た。此の件は、中々、中々、署名名人の変更相如、差支へあり、もせ
り。里談、然らば、亦、着あり。ては、五番、十番、議院、と、お察し、ます。
議長、或、案、案、之、雅、出、何れ、も、先、火、より、か、(出、出、か、ら、の、ま、あ、り)て、は、議
院、出、ら、ぬ、不、慮、致、致、し、ます、て、は、出、山、案、(款、ト、い、て、

十番第一項目削減、議院、議院、議院、の、會、會、日、數、を、減、ら、し、た、る、に、因、る。
替、成、の、事、多、數

議長、二款、ト、い、て

十番、一、目、三、目、は、原、案、替、成、之、目、の、修、正、は、五、之、事、度、は、十、五、月、で、本、年
度、は、十、七、月、と、之、月、の、差、額、を、減、ら、し、た、村、長、の、查、山、視、察、意、見、を、向、對、上、し、た
一、備、品、を、四、七、の、向、ト、修、正、消、耗、如、費、通、信、費、搬、費、雜、費、の、減、は、何、れ、も、前
年、度、と、の、之、月、の、差、額、の、故、に、因、る、四、目、原、案、替、成、之、項、原、案、替、成

議長、十番、議院、の、修、正、動、議、御、異、議、あり、ま、し、か、(全、會、案、議、院、と、呼、ぶ)て、は、次、ト、い、て

十番、之、款、四、款、五、款、は、原、案、替、成、一、指、進、議、し、て、世、に、い、て

議長、六、之、の、御、異、見、如、何、れ、に、す、(全、會、替、成、と、呼、ぶ)て、は、第、一、款、に、違、ひ、あ、り、

之、番、一、目、共、進、會、書、原、案、替、成、一、目、狀、動、議、を、減、ら、し、た、の、は、其、荒、廢、地、解、消、を、主
に、別、除、した、事、由、に、因、る、農、村、の、現、況、は、繼、續、耕、作、の、可、能、性、が、望、め、ら、れ、な
い、指、導、講、習、費、も、五、の、同、減、ら、し、た、總、款、會、費、等、努、め、て、見、當、り、を、四、之、項、に、
割、當、り、て、計、之、萬、圓、の、減、額、修、正、と、す、る、款、で、す

議長、十番、議院、の、修、正、動、議、如、何、れ、に、す、(全、會、替、成、と、呼、ぶ)御、異、議、無、
し、と、す、ら、ば、様、に、致、し、て、致、す、所、に、決、ま、り、ま、す

五番、六、之、の、十、番、議院、の、動、議、の、補、足、は、も、あ、り、ま、す、指、導、講、習、費、の、減、は、各、部

此の懇談會は出来ぬばかりに認め本議會程度に持。このしこうに
しからその意向が多分念まれり。それから其後會の實施
方法について之と研究改善之を欲し、例は品目毎に之を重量・形・重量
表から生産量・消費・貯蓄等々を考慮に入れりとか！と之を研究して
欲し、(當局者先中赤りと答辯) 議長、第七款に「して」。

三番第一及基本財産生産感(目)の造林費に計上しては、どうあるべきか
議長、今の之を議会の御意見に「之を替成の声多数」御意見致し
られれば致し、次に第七款から第十款迄に御意見御意見見等御
意見も、(一)本市の造林費(二)果樹費(替成の声多数)御意見も
あつたから、(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村
で御意見の御意見、先ず第一、(八)山合村(九)山合村(十)山合村

三番、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
税(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
して修正し、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
から(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村

答(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
三番、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
議長、今の御意見、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村

午後、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村

議長、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
三番、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
議長、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村

議長、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村
御意見、(一)山合村(二)山合村(三)山合村(四)山合村(五)山合村(六)山合村(七)山合村(八)山合村(九)山合村(十)山合村

議長 議案第七號 五年度歳入歳出予算案の附リ修正致します

歳入合計金 一、〇九三、三九四也

歳出合計金 一、〇九三、三九四也

差引残 無し

御異議有りませぬ (余白異議無しと呼ぶ) 満場一致で異議無く

議案第七號 司決確定議付します

議長 要領事項 ありませぬ。一、予算。その他はなし

二番 勸業委員の要望。バニヤ栽培に補助金 苗木の 彩色料 納付し

栽培結果報告を以て村当局を通じ 村民に伝へ 奨励の目的達成に努めて頂

ます (当局からそうせしめろの回答)

議長 十三番 議會、天野徹助之から 林野条例制定につき 建議案を提出す

れ。のりより朗読致します (別紙建議案朗読)

十三番 提案理由説明致します。大正本村林野から 五萬余圓の欠損を示

その現況は将来の林政が真受慮される。林野の保護育成と共に伐採

区域の立木売却。方法等 村民福祉を為早急き 林野条例を制

定して欲し。本条例により 保護取締を厳行し

参興(村長) 現下り 状況に相慮し 建議である。条例に則つて 林野

行政を定む。は、森林法により 不合也。早急草案の上

根拠心な。と 君徳中であら

五番 只今 建議案は 村民の意見に照りし。早急制定を要望

す。伐採区域の立木は原則として 村民に売却すること。

議長 只今の建議案に 御意見ありませぬ (異議なしと多数答)

御異議無き 認可議決 決定致します

八番 尚書

十五番、改新支會が欠合、お出しな場合本村の地域も甚だ案じて採用して
候之に、改新との連絡上不利不便が辨下

参見(村札)此度(支會下村)締職も著名に欠合、お出しな 扱手は専ら
現地指導に重きを置き事務は勸業書記も専らに、適任者が居らから
村に之の地域割案は、大に劣後之に、又福威に之なる、戦後津波
下は招請に之をある、將來、郷事望に別ふべし善処する

九番 若席

七番予算執行部と予算編成者との関係及び編成主任に
参見(村札)予算は、經理面と直接関係があるから現在の方法が好ましいと思は
れたいので之の方針をやった、然し義理におか

次、理屋吉田組合からの申請にて(別紙配印情)併研定額に
収め、兼原の為該理も融資面から登記に、との意向から招請あり

八番 全琉経済自立の立場と、家作業打切、山林財源の活用、基本財産に
より保護育成をせよと、各々の事業始末を成死に、鞍山牛、田筆
に、郷況に、今水郷研究の上善処協力方願、あり

戦後要望も、無、極ですから閉會致し、あり

午後 一時十二分

右議事録(摘要)と認め、あり

一九五三年七月五日 議長

右署名人

五番 宮城 菊島

十六番 前田 養秀

第二回村臨時教育會議事録

日時 昭和十一年十月九日午前九時四十分 於 打紋町 教育會
出席者 (全員) 宮野正行 大山茂一 宗作剛一 照尾林亭
出席者 山平良幸 花平良幸 情 山好嘉福 野里耕一 大島深水
船福幸助 尾野徹助 坂島隆茂 東武郎 津野新助 前田善吉
議案 附會之定し 署名人 署名人 署名人 (卷十四 卷十五 卷十六 署名人 署名人 署名人)

議事日程 (本會臨時教育會議事録)

第一 議案第十二號 登錄未納教育費 (特借入保証) 云々

第二 議案第十三號 登錄未納教育費 (特借入保証) 云々

第三 議案第十四號 各年度登錄未納賦課方法 云々

第四 議案第十五號 登錄未納不納制定 云々

急務事件

第一 議案第十六號 登錄未納道認定課 云々

第二 登錄未納賦課徵收系例 訂改 云々

參與 ① 村長 宮野正行 ② 収入役 山本幸吉

議案 議案第十三號 登錄未納教育費 (特借入保証) 別紙 教育費說明

答 銀行系例改正より直接借入 対照は正教育會之教育保証す意不

答 一 各年度教育費は未納賦課之の事 九九月五之各年度未徴收之あり

教育費と相違差支之の事 教育委員 會之保証を求めた事

答 (宮野正行) 借入金額が示之れ之あり加

參與 一 本借入期間之月間之金額 拾萬円を (特借入保証)

但し 各年度之教育費と云々

(宮野正行) 学校側之運賃 校園之の御借入 志相成法

六番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

七番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

八番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

九番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十一番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十二番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十三番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十四番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十五番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十六番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十七番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十八番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

十九番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十一番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十二番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十三番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十四番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十五番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十六番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十七番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十八番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

二十九番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十一番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十二番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十三番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十四番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十五番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十六番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

三十七番(不承付)九月末の納税賦課と其後の徴収見査とつこの具体策は、

記

借入先 琉球銀行

借入額 金拾萬圓也

期間 三月間(借入の日)

借入利率 五厘(年率)

貸付利率 五厘(年率)

引続 三年度(三年度)

中 金

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

懸 圓會致事

村一月、 神山敬之(委員)二票 前田朝幸(補委員)二票

計 五 人 十 票 五 人 十 票

全票有効

議長、選挙結果より御異議なくものと認め、差支へ有りませぬか

(果敢なくと叫ぶ者多数) 確定致し致しませぬ

議長、日程変更致し、多分、投票箱第十五號に移りませぬ (君家、本郷、赤川、朝鏡)

香外、本会別業は、第四回臨時会、天野誠會より建議、本会、本会、の総意より採決

正副議長、各業委員、各都府より、合同研究会を經て提出し、本会

致し、委員十名、本研究会を以て、御審議致し、議決ありませぬと行政主席

(認可申請手続より認可指合と未だ初月分が算入する訳なく)

(香、樹南院、宮野、本政府補助に、未だ、村費支出か！、然し、)

議長、遂に御審議致しませぬ、(定審議の結果、左記の通り加除修正す)

第三條の公私所有林、凡そ、「米田」及び「押入

第六條「各庄」とありを「各庄」及び「修正

第七條(前項)「とあるを」前條の「に修正

條例細則、第十三條、第十四條とあるを「第十三條、第十四條」と修正

第六條、六、時下「とあるを」時價「に修正

別表以下「とあるを」修正

令收林契約中の中央の「とあるを」訂正し、又、「限り、労働賃金」を

「町丁の政府補助金」に改め、但し「貸金の」を「補助額」に改め

貸付地は規定中、第五條但し「開墾地は、概して、五年期中」と、但し「開墾地、牧場地は

五年中」と改め、本会、行「貸金」を「進行」一行削除す

第六條中、一行の「小作料並賃金使用料」一行、自定本積立金とし、本行但し

書白削除す

議長 大抵修正は了し大と云はれますが別に御意見等ありませんか

十六番 津波は地域的に東は東打南は羽地村に位置し両面から浸害される

ことは望ましく是、即時施行を考慮し欲し、この住民の声がある理由として

第一現金収入面を生活に直接影響する換金作物の有無等による生活

安定後が道政二事とか現金収入面を見討って施行延期を欲し

参興(村長) 一区域は、延期は不可なり、それより伐採区域の拡張により

多少不策が解消される、将来の為に山依存から転換政策を今から樹

立せしめろのがこの民の幸福の道かと云ふ

議長 修正出来如何がです。(異議無し進行と許す者多数)

知事 是れと認め本修正案確定せしむ、休会(五時三十分)

議長 休会を宣し(五時三十分)議案第十回號を上程致しす

書記 朗読

香外(村長) 新税法が立法化し、その旨を旧法に賦課する様にして立法院や内政各

課情に新規定措置をとり、新税法が立法されれば村条例も自然改正の賦

課の方法も決定される

香外(役人) 別表の細則について説明

議長 今の説明による細則について御意見見ありますか。

之番 故有税と重複してあるのをどうするか細則と認め原案も異議なし

参興(役人) 賦課方法について別紙により説明

議長 休会を宣す。(休会時刻は、五時三十分) 数字的検討

・ 用会を宣す(時刻午後七時五分)

議長 検討結果所得割は五・六％、資産割は二・七％、均等割は五・〇％と云ふ

林野條例制定に關する建議

本村は四千六百六町五反歩の林野を有し、
しるみに揃らず、林産収入は三木ヶ金
五万九千三百六十圓、造林補助金一万七千
五百圓計、金七万六千七百六十圓しか
見積られ、なほ然らば、林業費は人
件費に金八万五、百八十圓、樹苗経営費
四万二百圓、種子代七千八百八十四圓計、金
十三万八千六百六十四圓により、一年五万二千
九百圓の欠損になる、依つて速かに林
野條例を制定し、是が対策を講ぜ
らるゝことを建議す

一九五三年七月五日

大直村議會議長 天野 報助

大直村議會議長 天野 報助

該案第十號

林業技術指導員設置について

政府補助金あるにつき設置せんとす

一九五三年十月九日提出

大宜味村長宮里金次郎



大宜味村議会議長

大山茂一殿

議決字第九號

本年度立木伐採区域決定に付て

認可申請中の村林野条例第十条の規定により別表により決定せんとす

一九五三年十月九日提出

大宜味村長宮里金次郎

大宜味村議事長

大山茂一殿

浅茅第三十號 村学牧場経営について

畜牛の増殖と税外収入の増收を味みるため経営せんとす

一九五三年十月九日

大宜味村長 宮里金次郎

大宜味村議会議長

大山 茂一 殿

第四回臨時議會議事録

日將場所 三月十日午前拾時至拾二時 於村公所會議室

出席議員(全員) 比呂城正行 木山茂一 比呂城剛一 照尾林幸

比呂城萬吉 平良伸哉 平良嘉清 比呂城壽福 野里耕一

大塚深水 稻福幸助 天野鐵助 友寄隆春 東 武郎

津波新助 前田善太郎 參與 村長 島袋清水 林業技術

課長 用會以宜之署名人指名の爲て七卷十之番議會指名

議事日程(本日の會款下付議決の事件)

第一 議案第拾一號 林業技術指導員設置トシテ

第二 議案第拾二號 本町産木伐採区域決定トシテ

第三 議案第拾三號 村營牧場經營トシテ

議案第拾四號 林野巡守(書記朗読)

參與 琉球政府 平良 林業技術員を派遣する事トシテ之を現林務課長

平良 政府補助による林業技術指導員任用指名各學校区ト一人先四名の

林野巡守を設置して保護取締育成の強化を図リたい。

一番 比呂山沿水北並部山村として重要な問題であり本業と村の敬意を

以て臨み、四人の巡守を如何なる運営の方否か相相心之れを

同様に、又之の経営の成果如何に依りては増殖を考慮之れである

參與 現在の擇三令は同一令候不、造林ノ刀矣を置之樹苗園を拡張し管理

の地を其の爲に出來之限に直接區域長樹苗園増設した。

又政府補助依存の在り方では本と村自体として強行実践した。

四人の林野巡守設置に於て定條と共同巡視及び保護取締の強

化と施策計画を推進せしむる林野条例を相俟つて林業政策

を樹立し其の要否を決定すべし。

一 香榎有園聖来本有成りて之替考を以てす
 山榎有成りて之替考を以てす
 十 香榎業株主の相当地に種考を以てす
 又 間不谷の種考を以てす
 参 興 政府技術員の出張を以てす
 外 興 外興の種考を以てす
 一 香 希望申し上りて替考を以てす
 計 画 計画の種考を以てす
 四 人 設置の種考を以てす
 議 長 議長の種考を以てす
 二 香 採期限の種考を以てす
 今 迄 経過の種考を以てす
 期 報 経過の種考を以てす
 好 果 好果の種考を以てす
 採 期 採期の種考を以てす
 議 長 議長の種考を以てす
 興 業 興業の種考を以てす
 出 産 出産の種考を以てす

午後二時五分開

議長 議案第二十號 御審査候御ニテ (書記朗読)

参考(村長) 村営牧場経営トシテ御承知ノ通り (目下平均拾五頭ノ養育
要量ニテ斗七千頭モ需要ト見テ御承知ノ通り) 目下平均拾五頭ノ養育
水田益々消費、量が増す事ニテ政府モ畜産ノ増進トシテは助成シテ
奨励シテ居ル。牧場モ戦前ノ倍一之五町歩モ之ノ使用可能トシ
垣ノ補修モ實地調査ノ上ニテ示シテ明らかトシテ居ル。困難トシ
思ハレテ、取敢えず十頭から十五頭程度購置シテ、

資金ハ復金、申金何れモ借入可也。一ヶ年据置ビテ之ノ事償
還。之れから畜産利潤ガ凍結ニレタガテ八七方之八圓手持ガ
一五方八千四百ニシテ村長(念)ガリテ還行方陳情中ニテ實現ナレ
ば村營ニ潤フコトナリ。本牧場ハ村民福祉ノ為ノみデなく金融
上ノ大ニ課題ナト思ハス事御承知ノ通り

十六番 畜産奨励 本案日税外収入トシテ村民負担ノ軽減ガリ
政府ノ方針トシテ大ニ奨励スベキニ賛成シテ居ル

議長 今ノ畜産奨励如何ガ事 (金貨賛成ヲ唱ス)

満場 賛成ガ事ナラ原案可決致シテ居ル

如故事ノ概要相違(ありま) 四野南会

一九五三年十月九日

議長 大川茂一
七番
十三番

林

1953年度公有林野計画案 (大宜味村)

| 区 名 | 施業地 | 樹種 | 面積 | 樹種別 | 積 |
|------|-----|------|-------|------|------|
| 田嘉里 | 赤俣 | 杉 | 1.00 | 杉 | 3.00 |
| " | " | ハシノキ | 2.00 | ハシノキ | 3.50 |
| " | " | マツ | 1.40 | イロハ | 5.88 |
| 喜如嘉 | 当山 | 杉 | 0.25 | ソノヒ | 2.00 |
| 謝名城 | 瀧口 | 杉 | 0.20 | クス | 0.40 |
| " | " | マツ | 2.00 | 竹 | 2.20 |
| 大宜味外 | 松山 | 杉 | 0.6 | マツ | 3.60 |
| " | " | クス | 0.4 | | |
| " | 北謝 | スギ | 0.3 | | |
| 根路銀外 | 棚原山 | 伊集 | 0.9 | | |
| 塩屋外 | 大田芳 | マツ | 0.2 | | |
| " | 3班 | 大工又 | 1.108 | | |
| " | 1班 | 大工又 | 3.130 | | |
| " | 10班 | 大工又 | 4.160 | | |
| " | 2 | 大工又 | 0.50 | | |
| " | 4 | 半崎 | 2.00 | | |
| 喜如嘉 | 七瀧 | 竹 | 1.00 | | |
| 根路銀外 | 新敷 | 杉 | 0.70 | | |
| 白浜 | 半崎 | 竹 | 0.50 | | |
| 塩屋 | 半崎 | 竹 | 0.130 | | |
| 津波 | 仁沙原 | ハシノキ | 1.50 | | |
| 計 | | | 20.68 | | |

1954年度各區別伐採區域找積表(大宜味村)

| 區名 | 面積 | 找積 | 單價 | 價額 | 摘要 |
|-------|------|-------|--------|--------|----|
| 津波 | 1475 | 1742石 | 500 | 8710円 | |
| 宮城 | 286 | 285石 | " | 1425 | |
| 白浜 | 150 | 138石 | " | 690 | |
| 大保 | 395 | 809石 | " | 4045 | |
| 田港 | 400 | 685石 | " | 3425 | |
| 屋古 | 275 | 501石 | " | 2505 | |
| 押川 | 340 | 503石 | " | 2515 | |
| 塩屋 | 1980 | 2446石 | " | 12230 | |
| 根路線上原 | 1542 | 2211石 | " | 11055 | |
| 大宜味外2 | 1930 | 4381石 | " | 21905 | |
| 喜如嘉 | 2040 | 2389石 | " | 11845 | |
| 謝名城 | 1244 | 1766石 | " | 8830 | |
| 田豪屋 | 1443 | 2748石 | " | 13740 | |
| 計 | 135 | — | 20601石 | 102920 | |

找積算定法

找積 = 標準地找積 × 全面積

参考

現在の標準規格は薪40束27石

1石は10立方尺 單価は昨年同様取り

1954年度樹苗圃生産苗木内訳表

1 山下見込本数 54660本

1 計画造林地所要量 39060本

1 造林希望者への提供苗木 15600本

1本50銭 1金7800円收入